

基礎研修ポイント付与数一覧

※ 基礎研修ポイントには有効期限はありません。

1) 日本作業療法士協会・都道府県作業療法士会主催・共催の学会、研修会等のポイント数

学会・研修会等の役割	90分以上～1日	2日以上	取得方法
参加	2ポイント	4ポイント	システムに登録（受付時に研修受講カードを提示する必要あり）
発表（加算）	1発表につき2ポイント		
講師	2ポイント	4ポイント	
ファシリテーター	2ポイント		

2) 日本作業療法士協会・都道府県作業療法士会主催・共催以外の学会、研修会等のポイント数

※主催する団体が日本作業療法士協会ホームページ「他団体・SIG一覧」に登録されていること

学会・研修会等の役割	90分以上～1日	2日以上	取得方法
参加	1ポイント	2ポイント	証明する書類を準備し、システムから会員個人が申請
発表（加算）	1発表につき1ポイント		
講師	1ポイント	2ポイント	

大学・大学院等が実施する文部科学省認定

大阪公立大学（旧：大阪府立大学）「在宅ケアを支えるリハビリ専門職の養成」	10ポイント
兵庫医科大学（旧：兵庫医療大学）「職業実践力育成プログラムPT・OT臨床カステップアッププログラム」	10ポイント
長崎大学「高度リハビリテーション専門職の養成」	10ポイント

- (1) 協会・士会が主催・共催する事例検討・報告会（90分以上）のファシリテーターに対して、1回の事例検討・報告会（90分以上）につき、発表者数に関わらず、基礎研修ポイント2ポイントを付与します。協会・士会以外のものについては対象となりません。ただし、ポイント付与は2018年4月1日以降に務めた場合に限りです。ファシリテーターの役割は、中立的な立ち位置から意見の対立を調整したり、積極的な意見交換を促したりすることであり、座長はこれに該当しません。
- (2) 「参加」について：受講料を納付し、参加者名簿に登録されていること。
- (3) 「発表」について：筆頭演者のみ。学会形式での発表報告であること。ポスター発表、パフォーマンスなどは筆頭者に限り発表者と同等に扱う。学会形式でない事例報告会での発表報告は該当しません。学会形式とは、1日以上日程で、日本作業療法学会に準じたプログラム（開会式、閉会式、特別講演、セミナー、シンポジウム、パネルディスカッション、一般演題発表など）があり、抄録集あるいは論文集が用意されている形式を指します。
- (4) 「講師」について：参加とは別個（参加であれば、受講料を納付し、参加者名簿に登録されていること）。シンポジウムまたはパネルディスカッションは、90分以上に亘り、決められたテーマについて、登壇者による基調講演と登壇者間または参加者を交えた公開議論で構成されていることを原則とし、その全てに参加したシンポジスト、パネリストは講師と同等に扱うこととします。査読・座長・助手は講師加算に該当しません。なお、「1日」は7.5時間までとし、7.5時間以上講義した場合に「2日以上」のポイントとなります。
【例】2日間の研修会で90分の講義を1日目と2日目に行った場合、180分の講義となり、「90分～1日」のポイントとなります。
- (5) 学会形式の場合のみ、事前録画した動画データのオンライン公開（ライブ配信とのハイブリッドも含む）により開催された催事への「参加」「発表」「講師」ポイント付与が可能です。
- (6) 1団体が同日同会場で2研修を開催する場合、出席者名簿作成、参加受付、受講料徴収が別個にされていなければ、連続した1研修とみなします。

